

[事案 23-98] 転換契約無効請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

説明不十分により転換させられたとして、転換契約の無効を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月に利率変動型積立終身保険に転換したが、下記の点について募集人の説明が不十分であり、申込当日には飲酒していたため判断能力が低下している状態であったことから、転換契約を無効にして転換前契約に戻してほしい。

- (1) 終身保障がなくなること。
- (2) 転換して保障の下取りになっており、解約返戻金が減っていく。また、掛け捨て部分が多くなっていること。
- (3) 転換前契約と払込保険料に大きな差はないように錯覚するが、転換していることを考慮するとかなり高額になっていること。
- (4) 転換を繰り返すたびに転換時の保険年齢が上がり、保険料も上がってしまう。しかも更新型であり、払込期間が延長し保険料はどんどん高くなること。
- (5) 転換したことで予定利率が下がっていること。
- (6) 転換以外の方法で保障の追加が可能であること。

<保険会社の主張>

募集人は、下記のとおり、申立人に対して適切な説明を行ったことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、「設計書」「保障内容見直しのご提案書」を使用して説明し、「ご契約のしおり一定款・約款」「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を交付し、申込書に署名押印してもらった。
- (2) 申込後、特別条件特約により保険料がアップしたので、申立人が承諾しなければ申込取消となり、転換前の保険に戻ることも含め説明した。そのうえで、「特別条件特約・申込内容変更承諾書」に署名押印してもらっている。
- (3) 申込当日に飲酒されていたことは事実のようであるが、募集人によれば、契約締結における判断能力等に問題がある様子はなかった。その証拠に、申立人は健診書扱（人間ドック）の告知書に詳細に既往歴を告知している。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、消費者契約法 4 条 2 項（不利益事実の不告知）に基づく取消、もしくは民法 95 条（錯誤）による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 不利益事実の不告知または説明不十分について

- (1) 募集人から設計書を見せられ、これに基づく説明を受けたことは申立人も認めていることから、募集人は、設計書を用いて重要な事項、転換契約の一般的な性質について説

明しており、申立人もそれを了解して契約を締結したものと推認するのが合理的であり、募集人が説明せず、重要な事実を故意に告知しなかったと認めることはできない。また、このような事項は、必ずしも全て口頭の説明が必要とも言えない。

(2) よって、募集人が重要事項について事実と異なることを告げたという説明義務違反は認められないので、消費者契約法に基づく取消は認められない。

2. 錯誤について

(1) 申立人は、終身保障がなくなることにつき錯誤に陥っていたと主張しているが、設計書には、主契約である保険ファンドを積立金として、終身保障に移行できるという申立契約の内容が図示されており、申立人が契約転換にあたり錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。

(2) 仮に申立人が、申込みの際に設計書や契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、契約内容が変更していることは、申込書の記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら申込書に署名していることからすれば、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失（注）があると評価でき、民法 95 条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

3. 申立人は酩酊状態において契約を締結したため契約が無効である旨も主張しているが、申立人が契約締結時に意思能力を喪失していたといえるまでの証拠は存在せず、この点についての主張は認められない。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。